

学部通則第 15 条の 2 第 3 項における海外からのオンライン授業の履修について

学部通則第 15 条の 2 第 3 項における海外からのオンライン授業の履修について、本学部、研究科における運用規程が以下のとおり改正となりましたので、ここにお知らせします。

1. 留学等により海外に派遣された学生が、その期間中にオンライン授業等により本学の授業科目を履修しようとする場合、学生は当該授業科目の履修登録に際し、当該授業科目の担当教員及びコース主任（大学院の場合はコース主任と指導教員）が教育上有益且つ必要と判断し、かつ、コース主任（大学院の場合はコース主任と指導教員）が留学等における本来の目的や健康管理上支障が無いことを確認した旨の所定の書類を学生支援チームに提出する。
2. 上記 1. に係るオンライン受講を許可する授業科目の開講部局及び授業実施形態については、「本学部又は本研究科の授業科目」「授業実施形態がオンライン型（すべての授業回数をオンラインのみで実施）又はオンデマンド型（すべての授業回数をオンデマンドのみで実施）の授業科目」のみに限定する。
3. 上記 2. に係る例外として、次の場合等には、オンライン受講を許可する。
 - （1）「授業実施形態が対面型又は対面・オンライン併用型の授業科目」について、当該授業科目の担当教員及びコース主任（大学院の場合はコース主任と指導教員）が、教育上有益且つ必要と「特に」判断した場合。
 - （2）「本学部の各コースの研究指導（当該研究指導に相当する授業科目を含む）」及び「本研究科の論文指導」
 - （3）「本学部の卒業論文の口述試験」及び「本研究科の修士論文の口述試験」

2023 年 10 月 19 日

教育学研究科・教育学部学生支援チーム